

協約・協定改訂 職場要求を勝ち取ろうシリーズ ⑩

2013年度協約・協定改訂第9回団体交渉 回答に進展なし！すべて対立を確認！

本部は9月27日、『申第17号』（2013年度基本協約・協定改訂交渉に関する再申し入れ）に基づき第9回団体交渉を開催しました。再申し入れに対して、会社から誠意ある回答はなく、席上再申し入れに対する会社の対応について大いに不満であることを表明し、すべての再申し入れ事項について対立を確認しました。交渉妥結については持ち帰り検討としています。団体交渉の内容詳細については『業務速報 881号』を参照してください。

主な議論内容（◆組合主張 ◇会社主張）

- ◆新人事・賃金制度は、苦勞した者が報われる制度ではない。基準昇給額1,500円・標準乗数4とし、一定程度定期昇給額を確保すること。
- ◇苦勞した者が報われる制度である。現時点で変更する考えはない。
- ◆駅の泊勤務は2名以上の体制、日中の業務輻輳対応のため、休憩時間でも2名以上の体制とすること。
- ◇要員不足状態とは認識していない。乗車人員、取扱い収入等を勘案し要員配置している。作業ダイヤ上、乗客が増える時間帯から休憩時間をずらす対応もある。
- ◆通勤手当は最も効率的な経路で計算し支給すること。
- ◇最も経済的経路（方法）をベースに、15分以上短縮できるときは例外を認めている。この扱いは合理的であり、変更するつもりはない。
- ◆健康診断の受診箇所、日時を柔軟に選択できるようにすること。
- ◇健診会場の混雑緩和ができていたので合理的な見直しになっている。
- ◆専任社員の雇用・労働条件を見直すこと。
- ◇「経過措置」の利用が認められている以上、使わないという選択肢はない。継続雇用する「基準」は重要かつ適切である。定年退職時の業務に従事できる方に専任社員になってもらいたい。
- ◆専任社員区分「V」を廃止すること。
- ◇その様な考えはない。
- ◆ATS-PTでパターン速度を超過した場合は、常用ブレーキ作用とすること。
- ◇即時停止させることを優先するので、非常ブレーキ作用としている。
- ◆肺ドックはいかなる医療機関であっても自己負担3,000円で受診できるようにすること。
- ◇名古屋セントラル病院に限る施策であり、他医療機関については補助しない。